**国労のこの間の経過**2018.4

**2017年12月、長野労基署より労災認定の決定通知が交付**

国鉄・ＪＲ双方に石綿作業従事暦がある組合員及びＪＲ社員、退職者においては、鉄道・運輸機構の「旧国鉄業務災害」ではなく、ＪＲが事業者認定を行う「労災」認定となるケースが相当数発生してくることが予想され、どちらが事業主証明を行うかが焦点となって来ます。

とりわけ今後は石綿作業従事者が迅速かつ公正な補償が受けられるよう国及び鉄道・運輸機構に対する取り組みはもちろん、ＪＲ各社に対する申し入れをはじめとした取り組みを強化することが喫緊の課題となっています。

こうしたなか、アスベスト曝露により、かねてから療養中だった長野地本の組合員が認定を勝ち取りました。

**2018年３月、肺がん労災不支給処分取消訴訟で団体署名を取り組む**

国労組合員 (享年54歳)は、旧国鉄・ＪＲで合成輪子の削正作業等に従事し、10年以上の石綿ばく露作業を行い、肺がんに罹患して2012年12月に亡くなりました。ご本人は生前、川崎南労働基準監督署へ死亡後の石綿肺がん認定の労災請求を行いましたが、労基署は肺がんの認定が難しい平成24年の石綿肺がん認定基準に従って「石綿小体が1グラムあたり5000本に満たない」として不支給処分を行いました。ご遺族は故人の意思としてこれを不服とし、不支給処分の取消をもとめて横浜地裁に提訴しましたが、本年1月30日、横浜地裁は、原告敗訴の不当判決を言い渡しました。

現在、アスベストによる肺がんは中皮腫の2倍以上の被害者がいるといわれていますが、その認定数は中皮腫を大きく下回っています。横浜地裁では組合員の石綿ばく露に関する職場実態について十分な審理がなされておらず、東京高裁が十分な審理を尽くして公正な判決を下すよう働きかけ、石綿による肺がん被害を救済するためには、現在の認定基準を改めさせる必要があり、団体署名の取り組みを行ってきたところです。

**2018年３月、石綿問題で鉄道・運輸機構と交渉**

国労本部は３月７日、鉄道・運輸機構と「石綿健康被害に対する団体交渉の申し入れ」に基づく団体交渉を開催しました。

1. **元国鉄職員の石綿（アスベスト）を起因とする業務災害補償等認定実績　　　について、現在の認定状況、健康診断受診及び健康管理手帳取得状況等につ　いて明らかにすること。また、この一年間(２０１７年１月～１２月まで)での業務災害の申請数及び認定者数についても明らかにすること。**

**機構**：ホームページで年二回程度の掲載を考えているが、昨年９月３０日現在の

認定は４７２名、参考として昨年１２月末現在で４７７名となっている。健康診断の受診については、承認者数は１０５１名であり、実際に受診した方は７７７名となっている。健康管理手帳の取得に向けた従事歴証明は１１０２名となっている。昨年１月から１２月までの業務災害申請は２４名であり、１９名が認定となっている。この５年程度は毎年２０名程度が業務災害認定されている。

**国労**：昨年一年間の業務災害の申請と認定者で５名の乖離があるが、この方たち

の扱いは、継続審議などの扱いになっているのか。また、再審査等で業務災害認定になることはあるのか。

**機構**：最終的に専門医の判定によって決定しており、業務災害認定にならない決

定となっている。今後について、継続審議、再審査等はないが経過観察はありうると考えている。

**国労**：業務災害等の認定者数については、不定期でホームページに掲載されたが、

年二回の記載として定期的に更新するとの理解でよいか。また、健康管理手帳の取得に向けた従事歴証明は、１１０２名と前年比で１５２名増加しており、この一年間で大きく前進しているが、問題は、従事歴証明を踏まえて交付された人数は、2年以上も更新されないのか。

**機構**：厚労省に健康管理手帳の交付者数について何度か問い合わせたが、基本的

には個人情報として明らかにされていない。

**国労**：「機構」が従事歴証明を発行し、健康管理手帳が交付されれば、費用負担

として「機構」に請求が届くものであり、交付者数の把握はできるのではないか。

**機構**：交付者数について、従事歴証明がありデータと照合すれば把握も可能であ

るが、健康管理手帳が交付されても、医療機関を受診しない、あるいは定期的にいかない人などもあり、交付者数の人数の把握は困難である。

1. **石綿健康被害の特殊性に鑑み、健康管理手帳取得に関わる事業主証明の際には、平成１９年３月に取り交したＪＲ各社との「有害業務従事証明の取り扱いにおける確認書」による取り扱いを遵守するとともに、ＪＲ各社との協議状況などについて明らかすること。**

**機構**：健康管理手帳の交付に関する事業主の証明については、JR各社と確認書

を済んでいるが、国鉄からJRに移行し有害業務に継続的に従事した関係で、両方で業務に従事し、「どこで石綿に曝露したか」、が主な内容である。JR各社での有害業務に従事した内容については、「機構」に報告はないが事実が発生した場合には、必要に応じ協議を行っている。詳細については双方に守秘義務も存在することから公開は考えていない。

**国労**：JR7社と「機構」で覚書を締結しているが、協議内容等については双方の

守秘義務もあり、明らかにできないとの見解であるが、JR各社は機構に　丸投げの状況ではないかと考えている。最近の事例でも、2名が旧国鉄とJR貨物の双方でアスベストに起因した業務に従事していたことからJR貨物に従事歴証明を求めたが拒否し、1名について、「機構」が従事歴証明を交付し、健康管理手帳の交付となっている。

JR東日本の現職の組合員が中脾腫を発症したが、JRは「機構」で手続きを行うように求め事業主証明も出さない。覚書があっても遵守されているとは思えない。

**国労**：平成１９年の覚書を見たとき、「機構」が証明を出すから救済も含めて良いのではないか、との認識を持っている。JRとの労使関係もあるが、「機構」に事業主証明を転嫁している。実際に業務災害と労災と支給額にも差があり問題意識を持っている。JRとの協議も踏めて明確にすべきである。

**機構**：覚書から１０年以上が経過しているが、意識も含めて後退しているのでは

ないかと思っている。実務的に対応しているが。

**国労**：確認書について、費用負担と同時に企業責任も明確になる。だからこそ、

ルールが示されている。認識に薄れがあるとの指摘であるが、当然、今後、旧国鉄を経験していない社員が主体となりJR各社が従事歴証明を発することになる。

**機構**：JRとの関係で諸問題があることについて話を聞いて驚いている。しかし、

手続きの関係で「機構」から問題点についてJRに問い合わせることも難しいと考えている。

**国労**：JR各社はもとより企業内でも取り扱いが異なる中で、「機構」がマニュア

ルなり手続きも含めて見解を明らかにすべきである。

**機構**：覚書について、各社が責任を持って対応すれば対応は可能であると考えて

いる。

**国労**：厚生労働省への要請も含めて我々としても検討していく。

1. **業務災害認定等の申請及び手続きについて、申請及び調査の結果、業務災害認定の有無、救済補償について代理人等に対しても適切に情報開示すること。**

**機構**：認定の有無、手続き等について情報開示の申し入れであるが、個人情報の

関係で、もともと非公開であると考えている。従って、代理人に対する情報公開も含め、今後についても非公開で考えている。

**国労**：米子の件については、「機構」の担当者に誤りがあり制度及び制度の解釈

も含めて協議してきた。数回の協議を重ねて、「機構」で検討し回答したいとしたものが個人情報で開示出来ないとし本人への通知となった。結果とすれば、我々の指摘通りの救済がされただけに組合側にも通知すべきであった。その後の新潟の業務災害申請も含めて、対応が異なっていることについても指摘したい。

**機構**：基本的には個人情報等に起因し非公開と考えている。しかし、この間の経

緯も踏まえ、出来る範囲で対応したいと考えている。

1. **石綿に関する健康診断制度及び健康管理手帳の申請手続き並びに災害補償制度の周知については、現行の新聞広告等の回数及び掲載サイズについて改善をはかるなど、周知方法の改善をはかること。**

**機構**：新聞広告、掲載の改善等の申し入れであるが、広告の回数、掲載について

の考え方は変えていないが周知内容について一部変更した。これまでは、時効の延長が図られた中で、２０２２年３月２７日時効の期日を記載し呼びかけてきたが、今回は旧国鉄の業務に従事した方の救済について記載し先月の新聞広告で掲載した。

**国労**：広告の考え方であるが、従事した業務について、操車場・駅構内を記載す

ることを求めてきた。業務災害認定者の少なくない方が職種として駅構内に従事しており、隙間のない救済として広く周知すべきではないか。

**機構**：駅構内となると範囲も非常に広くなると考えており、現状の業務区分・業

務の範囲で対処できるし考えている。

以上